

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

告 示

- 告示第22号 分任出納員に対する事務委任……………(会計室) ……2
- 告示第23号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) ……2

公 告

- 公告第14号 農用地利用集積計画の縦覧……………(農林茶業課) ……2

告 示

宇治市告示第22号

分任出納員に対する事務委任について

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第141条の2第2項の規定により、次の者を分任出納員に任命し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、事務を委任したので告示します。

令和元年7月26日

宇治市長 山本 正

（分任出納員に対する委任）

委任事務	委任を受けた者		委任年月日
	所 属	氏 名	
産業振興センター使用料及び附属設備使用料の収納及び保管	産業振興課	森下 一夫	令和元年5月13日

宇治市告示第23号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和元年7月26日から14日間

令和元年7月26日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
神楽田南浦線	小倉町神楽田6番地の3	前	9.6	22.9	
	小倉町神楽田6番地の3		~14.5		
	小倉町神楽田6番地の3	後	8.6	22.9	
	小倉町神楽田6番地の3		~12.6		

公 告

宇治市公告第14号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

令和元年7月26日

宇治市長 山本 正

- 1 縦覧に供する農用地利用集積計画
令和元年度第2号
令和元年度第3号
令和元年度第4号
- 2 関係書類の縦覧期間
令和元年7月26日以後、常時備え置くこととします。
- 3 関係書類の縦覧場所
宇治市産業地域振興部農林茶業課